平成２８年（フ）第４７号
岐阜県可児市土田2390番地１　ソナンハイツ可児Ｂ－202
債務者　中野ジェリーこと　ＡＣＥＲＥＳ　ＪＥＲＲＹ　ＭＯＶＩＬＬＡ
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１４０号
静岡県富士市入山瀬464番地の１　タージマンション１－Ｃ号
債務者　糀本　真紀
１　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１６９号
愛知県犬山市大字上野字南海道1336番地
債務者　石田　明子（旧姓木股）
１　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１７９号
愛知県一宮市佐千原字屋敷99番地　コーポ三鈴Ｓ101号
債務者　伊藤　幾男
１　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１５９号
香川県高松市鶴市町2019番地18　ハイツアベニールＡ－105
債務者　古市　厚子（旧姓藤岡）
１　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８９２号
福岡県糸島市前原南２丁目25番５号　105
債務者　小金丸秀一
１　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８９８号
福岡市中央区清川３丁目８番28―711号
債務者　永塚　惠美
１　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０１８号
福岡市博多区吉塚７丁目８番21―102号
債務者　松本　聡子（旧姓堤）
１　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０３１号
福岡市南区花畑２丁目22番19号
債務者　末永チサ子
１　決定年月日時　平成28年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０３２号
福岡県糟屋郡志免町志免１丁目７番２号
債務者　古川　和代（旧姓芦田）
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０７３号
福岡市南区高宮３丁目22番25号　クレセントハウス302号、住民票上の住所熊本県八代市植柳新町１丁目２号７番地
債務者　本田　朋子
１　決定年月日時　平成28年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０７８号
福岡市西区愛宕２丁目４番８号
債務者　賀来　秀一
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７６号
宮城県岩沼市二木２丁目２番７－102号
債務者　黒崎　　恵
１　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３３６号
仙台市太白区長町南４丁目９番22号　コーポラスサトー202
債務者　佐々木雅人
１　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
茨城県水戸市塩崎町909番地の１
債務者　伊勢山芳裕
１　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１８８号
茨城県常陸太田市和久町892番地の１
債務者　郡司　菊枝
１　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１９０号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2255番地の６（グランメゾン101）
債務者　綿引八代重（旧姓水野）
１　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
水戸地方裁判所